【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成31年3月22日提出
【発行者名】	大和証券投資信託委託株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長　岩本　信之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	松葉 恭明 連絡場所　東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】	03-5555-3431
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ダイワ・ブラジル株式ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

Ⅰ．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成31年3月13日付で提出した有価証券届出書（以下「原有価証券届出書」）の関係法人に係る記載事項に訂正があるため、本訂正届出書を提出致します。

Ⅱ．【訂正の内容】

原有価証券届出書の記載事項を、＜訂正後＞の内容に訂正・更新します。

第三部　【委託会社等の情報】

第２　【その他の関係法人の概況】

※ 原有価証券届出書の「第三部　委託会社等の情報　第２　その他の関係法人の概況」を次の内容に訂正・更新します。

＜訂正後＞

１　【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

① 名称　三井住友信託銀行株式会社

② 資本金の額　342,037百万円（2018年3月末日現在）

③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

① 名　称	② 資本金の額 単位：百万円 （2018年3月末日現在）	③ 事業の内容
大和証券株式会社	100,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
藍澤證券株式会社	8,000	
エイチ・エス証券株式会社	3,000	
株式会社ＳＢＩ証券	48,323	
岡三証券株式会社	5,000	
極東証券株式会社	5,251	
ぐんぎん証券株式会社	3,000	
寿証券株式会社	305	
荘内証券株式会社	100	
髙木証券株式会社	11,069	
立花証券株式会社	6,695	
東洋証券株式会社	13,494	
内藤証券株式会社	3,002	
南都まほろば証券株式会社	（※）3,000	
西村証券株式会社	500	
ばんせい証券株式会社	1,558	
播陽証券株式会社	112	
ひろぎん証券株式会社	5,000	
フィデリティ証券株式会社	8,557	

松井証券株式会社	11,944	
松阪証券株式会社	100	
マネックス証券株式会社	12,200	
三田証券株式会社	500	
楽天証券株式会社	7,495	
リーディング証券株式会社	1,868	
リテラ・クレア証券株式会社	3,794	
株式会社岩手銀行	12,089	（注1）
京都信用金庫	12,382	（注2）
株式会社群馬銀行	48,652	（注1）
三井住友信託銀行株式会社	342,037	（注3）

（※）資本金の額は、2019年3月18日現在のものです。

（注1）銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

（注2）信用金庫法に基づく金融業を営んでいます。

（注3）銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜参考＞「ダイワ・ブラジル株式マザーファンド」の投資顧問会社

① 名称　ダイワ・アセット・マネジメント（アメリカ）リミテッド

② 資本金の額　1,000千米ドル（約106百万円）（2018年3月末日現在）

③ 事業の内容　資産運用業務、投資助言業務および情報提供業務を行なっています。

2　【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

3　【資本関係】

委託会社は、寿証券株式会社の株式を185,000株所有しています。

委託会社は、西村証券株式会社の株式を50,000株所有しています。

委託会社は、播陽証券株式会社の株式を6,500株所有しています。

委託会社は、リテラ・クレア証券株式会社の株式を615,736株所有しています。

＜再信託受託会社の概要＞

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（2018年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。